

インボイス制度に関する取り扱いについて

2022年6月9日

2026年4月15日更新

電力需給調整力取引所

2023年10月1日から消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が導入されるため、需給調整市場においても、適格請求書発行事業者の登録を取引会員資格要件として定める予定ですので、お知らせいたします。

このため、2023年4月1日以降に取引会員資格のお申込みをいただく際には適格請求書発行事業者の登録番号をご提出いただきます。

また、2023年3月31日までに取引会員資格のお申込みを済ませている事業者さまに対する登録番号の確認方法につきましては、別途周知いたします。

[需給調整市場の参加申込](#)

以 上

2026年4月15日

ホームページ構成見直しに伴い、リンクを修正いたしました。